

## 函館市学校医設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項の規定に基づき函館市立学校および幼稚園（以下「学校等」という。）に置く学校医（以下「学校医」という。）の委嘱、配置基準、報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 学校医とは、内科医（小児科医を含む。）、耳鼻科医、眼科医をいう。

(身分)

第3条 学校医の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職の職員とする。

(委嘱および任期)

第4条 学校医は、公益社団法人函館市医師会（以下「医師会」という。）の推薦を受けた者のうちから、函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

2 学校医の任期は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、学校医が任期途中で欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 学校医は、再任することができる。

(職務)

第5条 学校医の職務は、別添1「学校医職務」のとおりとする。

(服務)

第6条 学校医は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 法令および業務上の命令に従うこと。

(2) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。

(報酬)

第7条 学校医の報酬については、別に定めるところによる。

(配置基準)

第8条 学校医は、1校または1園につき内科医、耳鼻科医および眼科医それぞれ1名とする。ただし、教育長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 学校医は、複数の学校等の学校医を兼務することができるものとする。

(災害補償)

第9条 学校医の公務上の災害に対する補償は、函館市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年函館市条例第30号）の定めるところによる。

(法的責任)

第10条 学校医または学校医が帯同する看護師等（以下、「学校医等」という。）が、第5条に掲げる職務を行うについて、故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときは、函館市がこれを賠償する責に任じる。

2 前項の場合において、学校医等に故意または重大な過失があったときは、函館市は、その学校医等に対して求償権を有する。

(解嘱)

第 11 条 教育委員会は、学校医が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該学校医が配置されている学校等の校長または園長および医師会長の意見を徴したうえで解嘱することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合
- (2) 勤務成績が良くない場合
- (3) 第 5 条の規定に違反した場合
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、学校医としての適格性を欠く場合

2 教育委員会は、学校医が自己の都合により辞職を申し出た場合（前項第 1 号に規定する場合を除く。）、解嘱することができる。

附 則

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(別添1)

## 学 校 医 職 務

- 1 学校医の職務については、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 学校保健計画および学校安全計画の立案に参加すること。
  - (2) 学校環境衛生の維持および改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導と助言を行うこと。
  - (3) 園児、児童または生徒の健康診断に従事すること。
    - ① 定期健康診断における検査項目（原則として6月30日までに行う。）
      - ア 栄養状態
      - イ せき柱および胸郭の疾病および異常の有無
      - ウ 眼疾、耳鼻咽喉頭疾患および皮膚疾患の有無
      - エ 結核の有無
      - オ 心臓の疾病および異常の有無
      - カ 寄生虫病
      - キ その他の疾病および異常の有無
    - ② 臨時健康診断（下記に掲げるような場合が必要があるときに行うものとする。）
      - ア 感染症または食中毒の発生したとき
      - イ 風水害等により感染症発生のおそれのあるとき
      - ウ 夏季における休業日の直前または直後
      - エ 結核、寄生虫病その他の疾病の有無について検査を行う必要のあるとき
      - オ 卒業のとき
  - (4) 園児、児童または生徒の疾病の予防処置に従事し、かつ保健指導を行うこと。
  - (5) 園児、児童または生徒の健康相談に従事すること。
  - (6) 園児、児童または生徒の感染症の予防に関し、必要な指導と助言を行い、ならびに学校における感染症および食中毒の予防処置に従事すること。
  - (7) 校長の求めにより、救急処置に従事すること。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。
- 2 学校職員の健康管理等を行う学校医（内科医）については、次に掲げる職務を加える。
  - (1) 学校職員の健康保持増進に関し、必要な指導と助言を行うこと。
  - (2) 学校職場の巡視による職場環境の保持に関し、必要な指導と助言を行うこと。
- 3 1～2の各号に掲げる職務に従事したときは、その状況の概要を別記様式の執務記録簿に記入して、校長に提出すること。

(別記様式)

## 学校医・学校歯科医・学校薬剤師執務記録簿

<学校名 >

| 校長 | 教頭 | 保健主事 | 養護教諭 |
|----|----|------|------|
|    |    |      |      |

|                            |  |             |        |        |        |
|----------------------------|--|-------------|--------|--------|--------|
| 学 校 医<br>学校歯科医 氏名<br>学校薬剤師 |  | 執務<br>年・月・日 | 年 月 日  |        |        |
|                            |  | 執務<br>時 間   | 自<br>至 | 時<br>時 | 分<br>分 |

| 執 務 内 容                           | 適 要  |
|-----------------------------------|--|
| 1 健 康 診 断                         |  |
| 2 健 康 相 談                         |  |
| 3 予 防 措 置                         |  |
| 4 保 健 指 導                         |  |
| 5 環 境 衛 生 指 導                     |  |
| 6 各 種 検 査                         |  |
| 7 校 内 消 毒 及 び 鼠 族 昆 虫 駆 除 指 導     |  |
| 8 薬 品 ・ 保 健 用 器 具 器 材 の 管 理 指 導   |  |
| 9 学 校 給 食 用 食 品 及 び 器 具 の 衛 生 指 導 |  |
| 10 会 議                            |  |
| 11 学 校 職 員 の 健 康 相 談 等            |  |
| 12 学 校 職 場 の 巡 視                  |  |
| その他<br>_____<br>_____<br>_____    | <健診受診人数><br>児童 人・生徒 人<br><br><従事者><br>医 師 人<br>薬 剤 師 人<br>看 護 師 ・ 歯 科 衛 生 士 等 人<br>そ の 他 人 |

記入方法: 執務内容に○印をつけ, それに対しての所見, 指導助言等を記入する。